

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	町内放送	<p>町内放送がとても早い時間に行われます。本日は朝の6時57分から放送がありました。内容は特に緊急性のあるものではなく、朝10時からいつもの〇〇会があるのでお集まりくださいというものでした。音量もとても大きく、新築の家の中にいてもうるさいと感じるほどです。小さい子どもがおり、当然まだ寝ている時間ですがいつも飛び起きて泣きます。朝の6時57分からの放送というのは常識から外れており、もはや騒音です。何とかならないでしょうか。</p>	<p>町内放送についてですが、確認しましたところ市役所から昨日朝6時57分頃に防災行政無線による放送は行っておりません。内容から推測しますと自治会様が放送を行っている可能性がありますので、大変お手数ですがお住まいの地域の自治会様へ一度ご相談いただいてもよろしいでしょうか。よろしく願いいたします。</p>	<p>広報広聴課 電話:53-4311</p>
2	件名なし	<p>私は垣鼻町に住んで居ます。この団地より田原方面へ向う近鉄との間の田では、草が生い茂りもはや木になった状態で放置されています。車の往来や自転車、勿論人の往来も目視出来無い程で何度も危ない場面があり大変困っています。持ち主もわかりません。こういった場合何処へどんな要望をすれば解決できるのでしょうか？</p>	<p>お客様のお住まいの近くの農地が放置され、苦慮されておられるとのこと、松阪市として、放置されている農地の対応としまして、現地調査をし、農地の適正な管理の観点から、地権者の方が分かり次第、お手紙を送らせていただいております。まず、場所の特定を行いたいので、もし番地等が分かりましたらお教えてください。松阪市でも早急に現地確認をしてまいります。また、地権者がお亡くなりの場合、相続人の特定に時間を要することがございますので、ご了承ください。</p>	<p>農業委員会事務局 電話:53-4136</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	森林環境税の件	<p>標記の件ですが4月上旬に税務課へおうかがいし、説明を受け、パンフレットをいただきました</p> <p>譲与税は別の財源を使って2019年度から配分されております。林野庁等の集計では、19～22年度に市区町村へ配られた1280億円のうち39%は494億円が使われず173自治体は22年度全額を基金に積み立てて翌年度に繰り越されております</p> <p>松阪市ではどのように活用されたのか教えて下さい</p> <p>税の目的は温室効果ガス排出削減に向けた国際枠組み「パリ協定」の目標達成や土砂災害防止、国土保全などのため、適切な森林整備を目的とした国税とか市区町村から徴収し、国が回収した上で全額を「森林環境税譲与税」として自治体に配分されるようです 配分も人工林55% 人口25% 就業者数20%に改めて行われるようです</p> <p>残念ながら国際会議における日本政府の後ろ向きの姿勢は困ったもんです 化石賞はいりません</p>	<p>「森林環境税」は、令和6(2024)年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するもので、松阪市では約8,000万円の徴収を見込んでいます。</p> <p>また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元(2019)年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。</p> <p>松阪市では、令和元年度から令和5年度において、5億2,539万8千円の森林環境譲与税が交付されおり、これを財源として、森林整備や木材利用、林道等の林業基盤整備につながる事業に約4億7,700万円を活用させて頂いています。</p> <p>全国的にも、森林環境譲与税の有効活用化や執行率が話題とされていますが、松阪市では、市域の約7割を占める森林に対し、これまでも計画的に活用しており、今後も、森林環境譲与税を財源として、水源涵養や土砂流出の防備等の森林の持つ公益的機能の発揮に向けた森林整備や地域材活用のための取組等、有効に活用していきたいと考えています。</p>	<p>林業振興課 電話:46-7124</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
4	松阪市役所におけるハラスメント対策	<p>本年4月以降愛知・岐阜両県の首長のハラスメントにより辞職記事が新聞紙をにぎわかせました ご承知の通り政治・経済分野で日本は大変おくれしております 次の事項が市長部局と議会でのどのように制度整備がされているのでしょうか？</p> <p>①ハラスメント防止に関する規定の有無 ②ハラスメントに対する職員・議員別の相談窓口の設置 ③職員・議員に対するハラスメント防止に関する研修の実施状況</p>	<p>1 ハラスメント防止に関する規定の有無 【職員課回答】 松阪市においてハラスメントの防止に関する規程はありませんが、ハラスメントの判断基準として、ハラスメント防止に向け職員が気をつけるべき事柄や役割及びハラスメントに関する問題が発生した場合の具体的な対応策を記載した「職場のハラスメント防止に関するガイドライン」を平成24年に策定しています。 【議会事務局回答】 松阪市議会において、ハラスメント防止を明示した規定はありませんが、平成24年に制定された松阪市議会議員政治倫理要綱第3条の中に、議員の地位を利用し市職員へ不当な圧力を与えることや、市民の代表者として品位や名誉を汚す行為を禁じる規定があります。</p> <p>2 ハラスメントに対する職員の相談窓口の設置 【職員課回答】 「職場のハラスメント防止に関するガイドライン」において、職員課を相談窓口としています。 【議会事務局回答】 松阪市議会内での相談窓口の設置はしていません。</p> <p>3 職員に対するハラスメント防止に関する研修の実施状況 【職員課回答】 管理職職員及び希望するその他職員を対象に、職場のハラスメント防止対策をテーマに研修を開催しています。 【議会事務局回答】 これまでのところ、松阪市議会においてハラスメント防止を主題とした議員向け研修を開催した実績はありません。</p>	<p>職員課 電話:53-4221</p> <p>議会事務局 電話:53-4433</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市議会のデジタル化	<p>人口知能(AI)など総合的なデジタル技術を活用して、新しいビジネスやサービスを創出し、競争力を高めるのが、DX(デジタルトランスフォーメーション)。その動きは全国の地方自治体や地方議会の現場にも広がっていることはご承知かと思えます</p> <p>本会議を傍聴する市民から(小生も以前はよく傍聴してましたがこの一年ばかりすくなくしてます。理由はないしよ)採択はたしか起立採択ですしかし「賛否が分かりにくい」そこで提案ですが電子採択システムの導入です</p> <p>具体的には議案などへの「賛成」「反対」の数や議員名が議場に設置されたモニターや本庁内のテレビ(振興局のテレビ)市のホームページで配信する議会生中継に表示されるようすれば如何でしょうか。</p> <p>以前竹上市長より松阪市の発信する情報が市民に届いていないとの話をうかがったことがあります</p> <p>現在でも紙の資料の削減いわゆるペーパーレス化を推進されてみえると思えます。全市議にタブレット端末配布がなされてます。システムの整備費に費用がいるかと思いますが、他自治体ではコロナ対策として国が自治体の事業支援する「地方創生臨時交付金」が活用されましたが、令和6年度分はまた商品券ですか。財政調整金で具現化を</p>	<p>松阪市議会では、令和3年4月に全議員に対しタブレット端末を導入し、令和3年9月定例会から完全ペーパーレス化を実施しました。これにより、議員に対する紙での資料配布は原則として廃止されています。</p> <p>しかし、議場での採決については従来どおり各議員の挙手または起立による方法であり、ご指摘のように、傍聴者や議会中継をご覧の方から「議員の賛否がわかりづらい」との声をいただくこともありました。</p> <p>その対策として、タブレット端末を利用した採決システムの導入を検討しています。このシステムを導入すると、議員は各自のタブレット端末の画面に表示されるボタンを選択して賛否を表明し、その結果を議場のモニター画面や議会中継の画面上に表示することで、傍聴者や視聴者の皆様へのわかりやすさの向上が期待されます。現在、令和6年2月定例会の最終日から試験運用を開始して導入に向けての課題を調査中であり、今年度中の本格運用を目標に準備しているところです。</p> <p>今後も市民の皆様にとってわかりやすく、身近に感じていただける市議会を目指し、少しでも多くの方に市政への関心を持っていただけるよう努力してまいりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。</p>	<p>議会事務局 電話:53-4433</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	本居宣長検定 制度化のお願い	<p>数年前に本居宣長記念館がリニューアルされ現代化されました 1階に宣長かかるクイズ形式の問題があります 吉田さんの指導のもと井田学芸員のおかげで完成したものと聞いております 標記の件はそれをベースと思った次第です 去年は小津安二郎生誕120年没後60年で小津安二郎検定を小生は合格しました その内容読売新聞にケイサイされております</p> <p>どのような検定内容にするか小生、才はありませんが、子供向けと大人向けの二つの本居宣長検定に思う次第です</p> <p>テキストには、思うがままに下記に列举します 「本居宣長事典」「本居宣長の生涯」岩田隆 「宣長の青春」「鎮魂歌」出丸恒雄 「すず先生」青年商工会議所 「宣長にまねぶ」吉田悦之あとはハイテストル程あり、省略します。 ご検討方よろしくお願ひ申し上げます 乱文乱筆 失礼 幸便を待つ！</p>	<p>「本居宣長検定の制度化」につきまして、誠に有意義かつ具体的なご提案をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>ご当地検定は、観光や地域振興のため全国各地で行われており、市民だけでなく全国の方々がその地域の歴史や文化の特色を深く学ぶことができる有意義な手法であると認識しています。去る1月20日に実施いたしました小津安二郎松阪検定におきましても、市外・県外から多数ご参加いただき、大変ご好評いただいたところでございます。その節は、〇〇様におかれましてもご参加を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>本居宣長の顕彰事業につきましては、ご存じのとおり、公益財団法人鈴屋遺蹟保存会の運営する本居宣長記念館が中心に担っており、本市につきましても財政的支援を行うとともに、日ごろから様々に連携を行っているところでございます。</p> <p>〇〇様からいただきましたご提案は、貴重なご意見として本居記念館と情報共有し、今後の顕彰事業において参考にさせていただきたいと考えております。</p>	<p>文化課 電話:53-4397</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	記念ロゴ募集の件	<p>2025年1月には1市4町で新松阪市が市制施行20周年をむかえます。</p> <p>そこで、松阪市のイメージ、魅力を表現した親しみやすいデザインの記念ロゴ作品を募集されてはどうか。多くの人に市全体で20周年の節目を祝う気運を高めるために。</p> <p>◎応募要領</p> <p>1 応募期間 6月15日～8月5日</p> <p>2 対象者 市内外の男女・年齢不問</p> <p>3 採用ロゴマーク 応募作品の中から最優秀作品一点を決定する</p> <p>4 申込み方法 市役所に持参もしくは郵送、インターネットによる応募フォームで可とする</p> <p>5 活用方法 各種記念事業を周知するための印刷物やPR活動に使用する</p> <p>7 その他 最優秀業者には賞状及び高価な記念品を贈呈する</p>	<p>市制20周年における記念ロゴについては、以下のとおり、すでに募集をしております。</p> <p>(募集要項より抜粋)</p> <p>1 趣旨・目的</p> <p>松阪市は、令和7年1月1日に市制20周年を迎えます。この節目となる令和7年を市制20周年記念事業の実施期間として、さまざまな記念事業を実施します。</p> <p>そこで、まち全体がひとつとなって市制20周年記念をお祝いする気運の醸成や、本事業を市内外に広くアピールするためのシンボルとして20周年記念の「ロゴマーク」を募集します。</p> <p>2 募集内容</p> <p>(1) ロゴマークの条件</p> <p>① 「松阪市制20周年」が明確にイメージでき、親しみやすく、印象に残る魅力的なデザインとなっていること。</p> <p>② 応募者が独自にデザインした未発表の作品であること。</p> <p>③ その他の仕様については以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色数に制限はありませんが、白黒での使用も考慮した配色としてください。 ・応募作品のサイズは、A4サイズ(210mm×297mm)以内としますが、拡大・縮小での使用を考慮したデザインとしてください。 ・作品は、デジタルデータで応募してください。ファイル形式は、PDF、JPEG、PNGのいずれかとし、データサイズは5MB以内としてください。 ・AI(人工知能)によって生成されたロゴマークについては、著作権侵害等、著作権の問題を生じる可能性がありますので、AI生成画像の応募は禁止いたします。 	<p>経営企画課 電話:53-4319</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7	記念ロゴ募集の件		<p>(2) 応募資格 プロ・アマ・年齢問わず、どなたでも応募可能です。ただし、1人1点、未発表の作品に限ります。 ※応募者が高校生以下の場合、必ず保護者の同意を得た上で作品を応募してください。</p> <p>(3) 募集期間 令和6年5月31日(金)～7月31日(水)17時必着</p> <p>(4) 応募方法 HPの申込フォームから応募してください。 ※申込フォームに必要事項(氏名、生年月日、住所、連絡先、職業等及びロゴマークの説明)を記入し、応募作品を添付の上、応募してください。 ※応募作品については、ロゴマークの条件を確認の上、添付してください。</p> <p>市全体で20周年の節目を祝う気運が高まるよう、一層、市制20周年記念の取組を進めてまいりたいと存じます。</p>	<p>経営企画課 電話:53-4319</p>

令和6年5月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
8	市長部局管理の公衆トイレにシートペーパーの備え付けを	<p>時々公衆トイレや本庁のトイレを利用させていただいております。神経質な性分なので便器にシートペーパーがないと自分のティシュペーパーで代用しておりコロナも2類から4類になり松阪へも観光にみえる人が目立ってまいりました 先般も分館1の前のトイレを使われイスにかけた人をみかけました あその公衆トイレにはシートペーパーは備え付けられておりません</p> <p>市管理の公衆トイレを点検いただき対処していただくよう要請いたします 気分よく松阪の印象をもたれりピーター等になるのでは他の点も色々あろうかと思いますが対応方よろしくお願ひ申し上げます</p>	<p>現在、松阪市が管理している公衆トイレについては、シートペーパーを備えておりません。これは、大便器の使用にあたっての清潔感、使用される皆様個々により違いがあるものと考えておりますことから、シートペーパーの設置を行っていないものです。</p> <p>しかしながら、大便器の使用にあたって、清潔であることは大変重要な点であると考えており、市管理のトイレ施設については、毎日清掃業務を実施しております。</p> <p>今後におきましても、利用される皆様に清潔感を感じていただけるトイレとなりますよう維持管理を実施してまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	<p>土木課 電話:53-4167</p> <p>環境課 電話:53-4066</p> <p>観光交流課 電話:53-4357</p>